

2011年11月15日

## 声 明

### 全国薬害被害者団体連絡協議会

(財) いしずえ (サリドマイド福祉センター)  
イレッサ薬害被害者の会  
MMR被害児を救援する会  
大阪H I V薬害訴訟原告団  
東京H I V訴訟原告団  
スモンの会全国連絡協議会  
(財) 京都スモン基金  
薬害ヤコブ病被害者・弁護士全国連絡会議  
陣痛促進剤による被害を考える会  
薬害筋短縮症の会  
薬害肝炎訴訟原告団

私たちは、薬害被害者団体連絡協議会は、薬害イレッサ訴訟について、東京高等裁判所が本日言い渡した判決に強く抗議します。

私たちの被害を含め過去の薬害事件は、国や企業が、医薬品の危険性を示す情報があったにもかかわらず、因果関係が明確でないなどという理由で迅速で的確な安全対策をとらなかったことによって生じたものです。

過去の薬害訴訟の判決や和解勧告所見は、このような姿勢を厳しく批判してきたのです。

そして、薬事法は、予防原則に基づいて「因果関係を否定できない」副作用報告をもとに安全対策をとることを求めて改訂されてきました。

しかし、本日の東京高裁判決は、こうした過去の薬害事件の教訓を無視し、薬害被害者の願いを否定するものです。東京高裁判決は明らかな誤りであって到底認められません。最高裁判所でこの判決の誤りが速やかに正されるべきです。

以 上